

新型コロナウイルス感染症関係の出席停止期間について

*下記の症状に該当する場合は、教職員は総務課・学生は学事課に必ず連絡して下さい。

	症状等	対応	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目	12日目	13日目	14日目	公欠届に添付する書類
【1】	学生の感染が判明	出席停止措置	発症(判明前に欠席している場合は、最終登校日)															・出席提出中の健康観察記録表
			保健所の指示に従い出席停止															
【2】	学生が濃厚接触者に特定された場合	出席停止措置 (感染が判明した場合は【1】へ)	感染者と最後に接触した日															・出席提出中の健康観察記録表
			PCR検査が陰性の場合であっても14日間出席停止															
【3】	学生の同居家族が濃厚接触者と特定され、PCR検査対象者とされた場合	出席停止措置 (同居家族の感染が判明した場合は【1】へ)	同居家族の濃厚接触者認定等の日															・出席提出中の健康観察記録表
			濃厚接触者と同様に14日間出席停止															
【4】	学生に発熱等の風邪の症状が見られ、1日~3日目に体調回復した場合	出席停止措置 体調の回復後、原則3日間は自宅療養 *発熱等風邪の症状が出た場合は、できるだけ早めにかかりつけの医師に相談すること。	発熱等の症状が出て、1~3日で症状が回復	体調回復	無症状	無症状	無症状											・医療機関の領収書、もしくは診療明細書のコピー ・出席停止期間中の健康観察記録表
			医療機関を受診していない場合、解熱後3日間出席停止期間															
			*発熱等風邪の症状が出た場合は、できるだけ早めにかかりつけの医師に相談し医師の指示に従うこと。															
【5】	発熱後4日以上経過し、呼吸困難、倦怠感、高熱等の強い症状がみられる場合	新型コロナ受診・相談センターへ相談 感染が判明した場合は【1】へ	発症	症状有り	症状有り	症状有り	相談											
			出席停止期間															

※感染が蔓延している地域に関する情報；URL (<https://covid-19.nec-solutioninnovators.com/>)